

日韓における社会的養護のあり方に関する研究

—児童養護施設・里親を中心として—

○ 同志社大学大学院博士後期課程 白 承國 (会員番号 8304)

キーワード3つ：社会的養護、児童養護施設、里親

1. 研究目的

2003年日本では、厚生労働省・社会保障審議会児童部会に「社会的養護のあり方に関する専門委員会」が設置され、「家庭的養護(里親・里親によるグループホームなどのあり方)と施設養護のあり方」について検討が行われた。その目的には、「子どもの健やかな成長・発達を目指し、子どもの安全・安心な生活を確保するとどまらず、心の傷を抱えた子どもなどに必要な心身のケアを行い、その子どもの社会的自立まで支援する」ことであった。韓国でも、2005年保健福祉部による「児童福祉法」の改正によって家庭委託事業(日本の里親に該当する)を活性化し、総合的に管理する「中央家庭委託支援センター」が設置され、また、児童養護施設に関する新しい支援の取り組みも行われるようになった。しかし、日本では社会的養護という用語は2003年前後から厚生労働省が公式に使用しているが、韓国では社会的養護という用語は使われていない。その理由は、国および地方公共団体の責任として、何らかの理由によって家族とともに生活することができない子どもたちに家庭の代替となる生活の場を提供する「社会的(代替)養護」の「社会的」の意味と役割が機能していないことにある。

本研究は、約9割の子どもが、児童養護施設と里親で生活している社会的養護に関して、「児童福祉法」の改正による歴史的な変遷を検討することにより、今日の社会的養護のあり方を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

研究方法は、児童福祉法の改正による児童養護施設と里親制度の変遷に関連する資料分析と先行研究に基づく文献研究である。これらの分析結果をもとに、日本と韓国でどのような取り組みの相違点があり、またどのような関連性があるのかを検討する。このことは特に、小規模化する「施設」と家庭的養護の「里親」の役割を強調する社会的養護のあり方を議論する上で意義があると考えられる。

3. 倫理的配慮

本研究は、文献研究であるが、文献の扱いや「引用」などに最大限の注意を払い、日本社会福祉学会の研究倫理指針を厳守して研究を行った。

4. 研究結果

日本で、児童福祉法が制定された1947年当時は、街にはたくさんの戦災孤児があふれていた。児童福祉法第1条において「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と、そして、第2条においては「児童の健全育成に関する国および地方公共団体の責任」とが明記されている。この条文は、子どもたちに対する社会的養護を推進する出発点となる。その結果として、1952年以降、全国の児童養護施設数は500ヶ所以上になる。さらに、高度経済成長期には、家庭の養育機能低下が問題視され、乳児園や児童養護施設の専門性と役割が強調されてきた。しかし、里親の役割は明確にされず、社会情勢にそぐわない制度とみなされていった。1974年には短期里親制度が通知されたが、里親支援策は立てられなかった。そして、1987年には、他の福祉関係の法律改正に伴い「里親等家庭養育運営要綱」が40年ぶりに改正されたが、里親制度の積極的な改革とはならなかった。

韓国でも、1950年戦争後に戦災孤児を保護する施設が280ヶ所から、1955年は480ヶ所、1961年には615ヶ所まで増加したが、現在は280ヶ所まで減少した。1961年に制定された「児童福利法」は、要保護児童だけを対象にした選別主義的な法律であった。また、1970年代は施設保護以外の「実親さがし運動・家庭保護委託制度・海外養子」などの新しい養護が行われた。その後、1981年には「児童福利法」の全文が改正され、児童の対象を限定する選別主義的なものから児童からすべての児童を含む普遍的な福祉を指向するようになった。

1990年～2000年代の日韓における社会的養護の大きな二つの柱は、児童養護施設の「少規模化」推進と家庭的養護の「里親」拡大である。そして、児童の自立に関する新たな政策にも取り組んでいる。しかし、社会的養護に関する環境づくりや里親比率アップなどの生活面での成果が出てきた一方で、教育や自立に対する対応が遅れており、これからの課題となっている。

5. 考察

社会的養護に対する日韓における「児童福祉法」の項目を分析すると児童養護施設に関する項目が多く見られる傾向で、里親に関する項目は少ない。そして、児童福祉に関する理念も、児童は能動的な権利の主体というより、受動的な保護の対象者と考えられていると解釈できる。このような視点は、国連児童の権利に関する条約(CRC)が児童を受動と共に能動的な権利の主体として扱っていることとかけ離れている。これからは、社会的養護の主体である児童に関する生活環境の設備ではなく、児童の価値観・精神的なケア・教育を含むもう一つ成長された家庭的養護として進むべきである。